

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書（環境省 R6 - ④⑦）																		
施策名		目標 10－4 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策										担当部局名		環境保健部 放射線健康管理担当参事官室				
施策の概要		東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 7年 8月	
達成すべき目標		原子力被災者の健康確保、健康不安の解消										政策体系上の位置付け		10. 放射性物質による環境の汚染への対処				
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和6年3月19日閣議決定）1.（2）⑦ ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針（令和5年7月28日）第3部 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針（平成27年8月25日改定）Ⅲ 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項																
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				達成		
						年度ごとの実績値												
			基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度						
1 研究の採択等件数（被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究）		15	H24年度	20	－	20	20	20	20	20	－	－	被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究課題について、毎年度採択された研究が着実に成果を挙げることで、政策に必要な知見を得ることとし、研究の採択件数を測定指標として選定する。毎年度の目標を20件と設定する。				○	
						27	33	35	29	－	－	－						
2 受講者満足度（％）（保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均）		83	R2年度	80	－	80	80	80	80	80	－	－	地域の住民が抱える放射線の健康不安に身近で対応する自治体職員や放射線相談員に対して、研修会の開催や専門家の派遣等を行う事業である。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。				○	
						92	99	98	94	－	－	－						
3 受講者満足度（％）（住民セミナー、車座意見交換会平均）		98	R2年度	80	－	80	80	80	80	80	－	－	地域の住民が抱える放射線に対する健康不安等に対し、自治体だけでは対応が難しい住民セミナーや車座意見交換会の場を通じて、リスクコミュニケーションをきめ細やかに実施している。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は、過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。				○	
						98	97	99	99	－	－	－						
4 「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人（将来生まれてくる子や孫など）への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合（％）（全国アンケート調査）		40	R2年度	20	R7年度	－	－	－	－	20	－	－	原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の2020/2021報告書において、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」とされている。一方で、日本国内のアンケート調査では、原発事故による次世代への健康影響が高いと認識している人の割合が約40%という結果がでている。この認識は、被災地の人たちへの差別・偏見にもつながりかねないことから、誰一人取り残さない社会の実現に向け、その割合を2025年に半減させる目標を設定する。				－	
						40.4	46.8	37.3	38.3	－	－	－						

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、測定指標ごとに以下のとおり課題を整理した。 ①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握について引き続き実施する必要がある。 ②③リスクコミュニケーション事業の継続・充実について、令和4年から令和5年にかけて特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、また、令和5年から令和7年にかけて特定帰還居住区域における復興再生計画が認定されたことから相談等の増加が予想されるため、健康不安の解消にあたる相談員への支援体制の強化を図る必要がある。また、相談者と双方向のリスクコミュニケーションを継続していく必要がある。 ④事故後の放射線の健康影響に関する風評払拭と差別・偏見のない社会の実現するため、調査で明らかになった、健康影響への誤解が多い層への情報発信に加え、福島県にゆかりのある方からの情報の信頼度が高い点を踏まえた、福島県民が自ら情報発信を行う施策を展開するなど、情報の受け手の特性にあわせた広報を継続していく必要がある。 ⑤福島県の県民健康調査について、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。また、甲状腺検査の結果がんが見つかった対象者へのこころのサポート体制も引き続き構築する必要がある。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	上記の成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する。	
		【測定指標】	①研究の採択等件数(被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)、②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)、③受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)、④「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合(%)、⑤福島県「県民健康調査」の進捗、については、引き続き同様の指標を用いる。	
学識経験を有する者の知見の活用	<参考：施策の実施における活用状況> 有識者から、各研究課題の学術的意義や、成果の社会還元の視点で助言を得た。 この助言を基に研究課題の採択や評価を実施した。		SDGs目標との関係	【主な目標】 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間とりまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性」に基づき、事故初期における被曝線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組んだ。当該取組を通じて、目標3「全ての人に健康と福祉を」、10「人や国の不平等をなくそう」における差別的な慣行の撤廃、11「住み続けられるまちづくりを」における総合的な災害リスク管理の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実支援において、自分の意思で検査を受けるか受けないかの選択をできるよう任意性の担保に取り組んだ。当該取組により、目標16「平和と公正をすべての人に」における非差別的な政策の推進に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	②、③：令和2年度および令和3年度「放射線健康管理・健康不安対策事業（福島県内における放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業）委託業務報告書」別添（環境省）			